

ひなたの縁結びさん事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、出逢いや結婚を希望する県内独身者を支援するため、地域で独身者の縁結びを行う「ひなたの縁結びさん」事業に関し、必要な事項を定める。

(活動内容等)

第2条 ひなたの縁結びさんの活動は、原則として、宮崎県内在住の18歳以上の独身者に対して実施するものとし、内容については次のとおりとする。

- (1) 県や市町村の結婚支援事業を紹介すること
- (2) 結婚に関する相談に対し、アドバイスを行うこと
- (3) 独身者に対し、相手を紹介すること
- (4) 独身者同士のお引き合わせをセッティングすること
- (5) その他、出逢いの機会の提供に関すること

(ひなたの縁結びさんの登録)

第3条 県は、原則として、宮崎県内在住又は勤務先が宮崎県内にある20歳以上の者が、「ひなたの縁結びさん登録申込書」(様式第1号)、「誓約書」(様式第2号)を県に提出し、県の実施する研修を受講した場合、ひなたの縁結びさんとして登録する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、ひなたの縁結びさんとして登録することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) その他、この要綱の趣旨に照らし、ひなたの縁結びさんとしてふさわしくない者

3 県は、ひなたの縁結びさんとして登録した者に対し、「ひなたの縁結びさん登録証」(様式第3号)を交付する。

4 ひなたの縁結びさんは、前項の規定により交付された「ひなたの縁結びさん登録証」を紛失したときは、「ひなたの縁結びさん登録証紛失届」(様式第4号)を県に提出しなければならない。

5 ひなたの縁結びさんの登録期間は、登録した日から2年後の属する年度末までとする。ただし、次の要件を満たす者は引き続き登録することができるものとする。

- (1) 登録期間中に県の実施する研修を1回以上受講し、新たに「誓約書」(様式第2号)を県に提出した者

(守秘義務)

第4条 ひなたの縁結びさんは、その活動上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)および宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第5条 ひなたの縁結びさんは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 相談者に対して、報酬を求めること。
- (2) 個人情報の不適切な収集、漏えい、不正利用または改ざん等を行うこと。
- (3) その他、社会的信用を損なう恐れがある等、ひなたの縁結びさんとして不適切な行為を行うこと。

2 前項の行為を行ったひなたの縁結びさんに対しては、その登録を取り消すことがある。

(相談者の登録)

第6条 独身者が、第2条に規定するひなたの縁結びさんのサポートを継続して受けたいと望む場合は、「ひなたの縁結びさん相談者登録票」(様式第5号)をひなたの縁結びさんへ提出し、相談者として登録する。

2 相談者の登録期間は、登録した日が属する年度末までとする。ただし、年度末までに登録期間更新の申し出があった場合は、登録期間を翌年度末まで更新するものとする。

(活動に対する支援)

第7条 県は、ひなたの縁結びさんの自発的な活動を支援するため、次のことを行う。

- (1) ひなたの縁結びさんの名簿を作成して各ひなたの縁結びさんに配付するとともに、希望に応じて県のホームページに登録情報を掲載する。
- (2) 相談者のマッチングを促進するため、情報交換会を実施する。
- (3) ひなたの縁結びさんの資質向上を図るため、研修会を実施する。
- (4) お引き合わせを行った場合には、1組あたり1,000円の支援金を支給する。
- (5) ひなたの縁結びさんの活動により結婚に結びついた場合には、ひなたの縁結びさん1人あたり10,000円の支援金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、結婚相談、お見合い、または結婚のあっせん等を業として営む者(または従事する者)に対しては、相談者が自社の会員等ではない(生業と切り分けられる)場合を除き、前項(4)及び(5)の規定を適用しない。

(ひなたの縁結びさんの登録解除)

第8条 登録の解除を希望するひなたの縁結びさんは、「ひなたの縁結びさん登録解除申出書」(様式第6号)を県に提出するものとする。

2 第1項に基づく申出書のほか、ひなたの縁結びさんが次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、県は登録を解除することができるものとする。

- (1) 登録期間を満了したとき
- (2) 1年以上連絡ができなくなったとき
- (3) その他、不適格と認められる事実が発生したとき

(活動報告)

第9条 ひなたの縁結びさんは、四半期ごとに「ひなたの縁結びさん活動報告書」(様式

第7号)により県に報告することとする。

- 2 ひなたの縁結びさんは、活動が結婚に結びついた場合、その都度、実績を「結婚報告書」(様式第8号)により県に報告することとする。

(支援金の返還)

第10条 知事は、ひなたの縁結びさんが虚偽の報告その他不正な手段により支援金を受けたと認めたときは、既に支給した支援金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 ひなたの縁結びさんの活動における相談者及びその他関係者に係るトラブル等については、県は一切責任を負わない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、ひなたの縁結びさんの活動に関し必要な事項については、宮崎県こども政策課長が定める。

附則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。